

香川県スポーツ施設管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年10月21日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第12号

香川県スポーツ施設管理運営規則の一部を改正する規則

香川県スポーツ施設管理運営規則（昭和39年香川県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（職員）</u> 第4条 略</p> <p>第5条・第6条 略</p> <p>（利用時間） 第7条 略</p> <p><u>（1）香川県立武道館 午前9時から午後9時（日曜日、月曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。））にあつては、午後5時）まで</u></p>	<p><u>（職員）</u> 第4条 香川県立体育館に、次の職員を置く。 <u>（1）館長</u> <u>（2）次長</u> <u>（3）主任体育主事</u> <u>（4）主任</u> <u>（5）体育主事</u> <u>（6）その他の職員</u></p> <p>第5条 略</p> <p>第6条 削除</p> <p>第7条・第8条 略</p> <p>（利用時間） 第8条の2 スポーツ施設の利用時間は、次の各号に掲げるスポーツ施設の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。 <u>（1）香川県立体育館 午前9時（トレーニングルームの個人使用にあつては、午前8時30分）から午後9時（日曜日、月曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。））にあつては、午後5時）まで</u> <u>（2）香川県立武道館 午前9時から午後9時（日曜日、月曜日及び休日）にあつては、午後5時）まで</u></p>

(2) 略
2 略

第8条 略

(利用の許可を要する施設)

第9条 略

(1)・(2) 略

(指定管理者による管理の基準等)

第19条 略

2・3 略

4 略

(1) 香川県立武道館 第4条

(2) 香川県立総合水泳プール 第3条及び第5条

5 スポーツ施設の管理を指定管理者に行わせることとした場合における当該スポーツ施設に係る第7条、第8条、第10条（第2項、第3項及び第5項を除く。）、第11条、第12条、第17条、前条及び第21条に規定する事項については、これらの規定にかかわらず、当該指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を受けて定めるところによることとする。

(利用料金)

第20条 略

(3) 略
2 略

第8条の3 略

(利用の許可を要する施設)

第9条 スポーツ施設のうち条例第4条（条例第6条第8項後段において読み替えて適用する場合を含む。）の許可を受けなければならない施設は、次の各号に掲げるスポーツ施設の区分に応じ、当該各号に定める施設とする。

(1) 香川県立体育館 競技場及びトレーニングルーム（これらを専用使用により利用する場合に限る。）並びに会議室

(2)・(3) 略

(指定管理者による管理の基準等)

第19条 略

2・3 略

4 次の各号に掲げるスポーツ施設の管理を指定管理者に行わせることとした場合は、当該各号に掲げる規定は、適用しない。

(1) 香川県立体育館 第4条

(2) 香川県立武道館 第5条

(3) 香川県立総合水泳プール 第3条及び第7条

5 スポーツ施設の管理を指定管理者に行わせることとした場合における当該スポーツ施設に係る第8条の2、第8条の3、第10条（第2項、第3項及び第5項を除く。）、第11条、第12条、第17条、前条及び第21条に規定する事項については、これらの規定にかかわらず、当該指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を受けて定めるところによることとする。

(利用料金)

第20条 条例別表の規定に基づき、教育委員会規則で定めるスポーツ施設の利用料金の上限額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 香川県立体育館の附属施設、附属設備及び器具 別表第1の1の

(2)の表に定める使用料の額（トレーニングルームの個人使用にあつては、1人につき1回を単位とする使用料の額に限る。）

(1) 香川県立武道館の競技場（専用使用でない場合に限る。）並びに附属施設、附属設備及び器具 別表第1の1の(1)のイ及び(2)の表に定める使用料の額（競技場の個人使用にあつては、1人につき1回を単位とする使用料の額に限る。）

(2) 香川県立総合水泳プールの附属設備及び器具並びに会議室及び記録室の冷暖房使用料 別表第1の2の(3)及び(4)の表に定める使用料の額

別表第1（第13条、第20条関係）

1・2 略

別表第2（第14条関係）

施 設 名

(2) 香川県立武道館の競技場（専用使用でない場合に限る。）並びに附属施設、附属設備及び器具 別表第1の2の(1)のイ及び(2)の表に定める使用料の額（競技場の個人使用にあつては、1人につき1回を単位とする使用料の額に限る。）

(3) 香川県立総合水泳プールの附属設備及び器具並びに会議室及び記録室の冷暖房使用料 別表第1の3の(3)及び(4)の表に定める使用料の額

別表第1（第13条、第20条関係）

1 香川県立体育館使用料

(1) 競技場を利用する場合

利用区分		時 間		9.00		13.00		17.00		9.00		13.00		9.00～17.00		17.00～21.00		9.00前又は	
		～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	9.00～17.00	17.00～21.00	9.00前又は	21.00後にお	
		13.00	17.00	21.00	17.00	21.00	21.00	21.00	21.00	21.00	21.00	21.00	21.00	21.00	9.00～17.00	17.00～21.00	9.00前又は	21.00後にお	
		つき	つき	つき	つき	つき	つき	つき	つき	つき	つき	つき	つき	つき	つき	つき	つき	つき	
全面利用 の場合	アマチュ アスポー ツの場合	入場料を徴収 する場合	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
		入場料を徴収 しない場合	5,900	6,390	10,660	10,660	14,930	21,330							2,240	3,070		3,070	
	アマチュ アスポー ツ以外の 場合	入場料を徴収 する場合	70,840	76,770	127,990	127,990	179,210	255,990							26,900	36,900		36,900	
		入場料を徴収 しない場合	17,710	19,190	31,990	31,990	44,800	63,990							6,720	9,220		9,220	
	半面利用 の場合	アマチュ アスポー ツの場合	入場料を徴収 しない場合	1時間につき		1,540	770												1,540
		アマチュ アスポー ツ以外の 場合	入場料を徴収 しない場合	1時間につき		4,620	2,310												4,620

(2) 附属施設、附属設備又は器具を利用する場合

利用区分	トレーニングルーム						放送設備	洗光掲示板	シャワー (温水)	湯沸設備	いす	ストーブ	
	専用使用	個人使用											
単 位	一 般						1式1回	1式1回	1回	1回1時間	1人用1回	1台1時間	
	1時間につき	1人につき	1人につき	1人につき	1人につき	1人につき							
使用料の額	770円	150円	1,230円	3,080円	120円	980円	2,460円	2,960円	1,760円	100円	640円	40円	250円

2・3 略

別表第2（第14条関係）

施 設 名

香川県立武道館	略
略	

別表第3（第14条関係）

施設名	
香川県立武道館	略
略	

香川県立体育館	競技場
香川県立武道館	略
略	

別表第3（第14条関係）

施設名	
香川県立体育館	会議室
	トレーニングルーム
香川県立武道館	略
略	

附則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。
（香川県教育委員会事務局組織規則の一部改正）
- 香川県教育委員会事務局組織規則（昭和44年香川県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（保健体育課の分掌事務） 第7条 略 （1）～（9） 略 （10） 香川県立武道館及び香川県立総合水泳プール並びに香川県総合運動公園及び香川県立丸亀競技場に関する事。	（保健体育課の分掌事務） 第7条 保健体育課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。 （1）～（9） 略 （10） 香川県立体育館、香川県立武道館及び香川県立総合水泳プール並びに香川県総合運動公園及び香川県立丸亀競技場に関する事。
（11） 略	（11） 略